振込規定

(令和7年12月1日現在)

1. 適用範囲

振込依頼書または当組合の振込機による当組合または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、この規定により取扱います。

2. 取引等の制限

- (1) 当組合は、依頼人、受取人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、質問、各種確認や資料の提出を求めることがあります。依頼人から正当な理由なく回答いただけない場合には、振込をお断りする場合があります。
- (2)日本国籍を保有せずに本邦に居住している依頼人は、在留資格および在留期間その 他の必要な事項を当組合の指定する方法によって当組合にお知らせください。お知 らせいただいた在留期間が経過しているときは振込をお断りします。
- (3) 前2項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する依頼人の回答、具体的な取引の内容、依頼人の説明内容およびその他の事情を考慮して、次に該当すると当組合が判断した場合には振込をお断りする場合があります。
 - ①依頼、受取の名義人が存在しない振込、または依頼の名義人の意思によらない振込 であって、それに合理的な理由がない場合
 - ②この振込が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ③法令で定める本人確認等における確認事項または前2項に基づく依頼人の回答が偽りであることが判明し、それに合理的な理由がない場合
 - ④この振込がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当組合が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当組合が振込をお断りすることが必要と判断した場合

3. 振込の依頼

- (1) 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。
 - ①振込の依頼は窓口営業時間内に受付けます。
 - ②振込依頼書は、当組合所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。
 - ③当組合は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。
- (2) 振込機による振込の依頼は、次により取扱います。
 - ①振込機は当組合所定の時間内に利用することができます。
 - ②1回および1日あたりの振込金額は、当組合所定の金額の範囲内とします。
 - ③振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・ 口座番号、受取人名、振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください。振 込資金が現金の場合には、依頼人名およびその電話番号も正確に入力してください。
 - ④当組合は振込機に入力された事項を依頼内容とします。

- (3) 前2項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備または振込機への誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (4) 振込の依頼にあたっては、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料(以下「振込資金等」といいます。)を支払ってください。

4. 振込契約の成立

- (1) 振込依頼書による場合には、振込契約は、当組合が振込の依頼を承諾し振込資金等を受領したときに成立するものとします。
- (2) 振込機による場合には、振込契約は、当組合がコンピュータ・システムにより振込の依頼内容を確認し振込資金等の受領を確認したときに成立するものとします。
- (3) 前2項により振込契約が成立したときは、当組合は、依頼内容を記載した振込金受取書、振込受付書または利用明細票等(以下「振込金受取書等」といいます。)を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。

5. 振込通知の発信

- (1) 振込契約が成立したときは、当組合は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関 あてに次により振込通知を発信します。
 - ①電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間 終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業 日に振込通知を発信することがあります。
 - ②文書扱いの場合には、依頼日以後3営業日以内に振込通知を発信します。
- (2)窓口営業時間終了後および信用組合休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、依頼日の当日に振込通知を発信します。ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。
- 6. 証券類による振込

小切手その他の証券類による振込資金等の受入れはしません。

7. 取引内容の照会等

- (1) 受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに取扱店に 照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、 その結果を報告します。
- (2) 当組合が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、 依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してく ださい。当組合からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不 適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当組合は責任 を負いません。
- (3) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第9条に規定する組戻しの手続に準じて、振込資金の受領等の手続をとってください。

8. 依頼内容の変更

- (1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において次の 訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額 を変更する場合には、第9条第1項に規定する組戻しの手続により取扱います。
 - ①訂正の依頼にあたっては、当組合所定の振込受取人変更依頼書に記名押印のうえ、 振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料 または保証人を求めることがあります。
 - ②当組合は、振込受取人変更依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- (2) 提出された振込金受取書等を当組合が交付したものであると相当の注意をもって認めたうえ、その訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信したときは、これによって生じた損害については当組合は責任を負いません。
- (3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、 訂正ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

9. 組戻し

- (1) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。
 - ①組戻しの依頼にあたっては、当組合所定の振込組戻依頼書に記名押印のうえ、振込 金受取書等とともに提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料また は保証人を求めることがあります。
 - ②当組合は、振込組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
 - ③組戻しされた振込資金は、指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当組合所定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (2) 前項の組戻しの取扱いおよび組戻しされた振込資金の返却については、第8条第2 項の規定を準用します。
- (3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、 組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してくださ い

10. 通知・照会の連絡先

- (1) この取引について依頼人に通知・照会をする場合には、振込の依頼にあたって記載・入力された住所・電話番号または振込資金等を振替えた預金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。
- (2) 前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不通等によって、通知・ 照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当組合は責 任を負いません。

11. 手数料

- (1) 振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。
- (2)変更の受付にあたっては、当組合所定の変更手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。
- (3) 組戻しの受付にあたっては、当組合所定の組戻手数料をいただきます。この場合、 第1項の振込手数料は返却しません。
- (4) 組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、 店頭表示の振込手数料をいただきます。
- (5) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途いただきます。

12. 災害等による免責

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

- ①災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- ②当組合または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかか わらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- ③当組合以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき
- 13. 譲渡、質入れの禁止

振込金受取書等およびこの取引にもとづく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることは できません。

14. 預金規定等の適用

振込資金等を預金口座から振替えて振込の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定およびキャッシュカード規定により取扱います。

15. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由がある と認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法 で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

16. 規定の交付

- (1) 規定の交付について、印刷した規定の配布、もしくは当組合ウェブサイトへの掲載の方法により行うこととします。
- (2) 印刷した規定の交付を特に希望する場合は、当組合窓口へ申出てください。

以 上

淡陽信用組合

URL https://www.danyo.co.jp/regulation/index.html